別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第七条の二関係）

一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二三八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇三
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八〇

二　昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二四八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六五
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一四
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九五

三　昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四四
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一六
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八〇

四　昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二八二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五〇